

尋問候之處、於殿下テハ可成濟物之由依有仰辭申國務之由所申候也云々、次第勿論上人虚言歟、能保卿之妄言歟、只依頼朝申狀致沙汰許也、其上事不可知之由答了、不足言々々々、十六日壬子、此日東大寺上人參入、申備前國事、國司遣前使不可國務歟、又申云、能保卿自可國務之由被稱、仍令沙汰不可叶候也云々、以此等旨仰合能保卿臣以宗頼朝臣仰也一切不可沙汰之由申之、仍仰此之旨、於前使事ハ、強不可申之由仰也、依上人承伏申可給證文之由、仰合能保卿仰宗頼遣御教書於長官定長卿之許了、其旨仰上人了、今日依神事上人在門外也。

〔明月記〕建仁三年三月十日、人云、伊與國務被仰大宮中納言公藤原

〔愚管抄〕六、さて又ゆ、しき事の出來たりけり、承元二年五月十五日、法勝寺の九重塔の上に、雷落

て、火附て焼にけり、あさましき事にて有けり、略中やがていそぎ作らる、御沙汰の候べき也、當

時焼候ぬるハ、御死の轉じ候ぬるぞ、やがて作られ候なんすれば、御滅罪生善に候べしと申され

たりければ、やがて伊豫の國にて公經大納言作れとて、ほどなく作り出んとしたくしけるを、是

に、伊豫ふたげられて、世の御大事もかけなん、葉上と云ふ上人、その骨ある、唐に久しく住たりし

者也とて、葉上に、周防の國をたびて、長房宰相奉行して申さしたりけり、

〔仁和寺御日次記〕承久元年五月三日丁酉、改丹後守光朝被任成實、是前中納言範朝卿、去月廿三日

夜、於桂川邊、斬前左衛門尉大江久實、并左兵衛尉朝近等頸之故、蒙勅勤被召給國了、

〔百練抄〕後十五寛元二年十一月十六日癸丑、五節舞姫、參入公卿中宮大夫隆親卿、國權大納言定雅

辨顯朝臣、甲斐國、

○按ズルニ、右ハ五節舞姫ノ用途ヲ紀伊甲斐二國ヨリ獻ゼシ事ヲ記スルモノニテ、其二國ハ

定雅顯朝二人ノ領スル所タリ、

〔常陸國總社文書〕常陸國留守所下文